

れし也、げにも只歴給ふる所々にやどらし、數を問せ給へるのみならば、たれかこたへ奉り難からん、獨此老人は、手まりつく數の語もて末を續申せし故に賞給へりし也、けり、此御歌、古婆里、日本紀には、慶利とあるは、婆の濁と慶の清と、是によれば、今も手まりつくに、ひふみよ云通ふ例なれば、いづれによるは、意は同じき也、云といへるは、古き世よりのことなるべき也、天智紀にあるは、蹴まり也、それより、猶此事は、万葉卷九に、筑波山新治乃、鳥羽能淡海毛とよみ、神名式、和名抄などにも、常陸國に新治郡と筑波郡と見え、たれど、まだ此尊のいでませしほどには、郡の分ちまでもなくて、たゞ此二つの地の名の有をもて並舉給へる歟、又筑波に新まりをつくとのみいひかけ給へる歟なども思ひしを、今おもふに、小計、皇子の御詞にも、出雲は新墾との給ひ、その外新ばりてふ古語も多ければ、此つくばわたりにいと古へ新ばりの所有が、はやく所の名と成て侍りけんを、幸に新まりつくてふ意をそへて、あやにつゞけさせ給へるならんと覺ゆ、

〔續日本紀二十八〕神護景雲元年三月癸亥、常陸國筑波郡人從五位下壬生、連小家主、賜姓宿禰、

〔吾妻鏡十三〕建久四年六月二十二日丁巳、多氣義幹應召參上之間、爲善信俊兼等奉行、被召決知家、

知家訴申云、去月祐成狼藉事、今月四日隨承及欲參上、而雖誘引義幹、義幹集一族郎從等、楯籠多氣

山城企反逆云云、義幹謝其趣不明、但於構城郭聚軍士之事者、承伏無所遁、仍被收、公常陸國筑波郡

南郡北郡等領所、被召預其身於岡邊權守泰綱云云、

〔郡名考〕常陸 河内カハチ カハチ

〔常陸風土記〕河内郡東筑波郡、南毛野河、西北新治郡、良白壁郡

〔新編常陸國誌九〕補郡名略 中 河内郡 倭名抄云、河内甲知 風土記ニ載セズ、但筑波、信太二郡ノ條、僅カニ

郡名ア、故ニ建置ノ始メ考フ可ラズ、蓋信太郡ト同ク、難波長柄、豐崎朝德 筑波郡ヲ割テ置キ

シト見エタリ、其地子飼川ニ抱カル、ヲ以テ、河内ノ名ハアルナリ、風土記、倭名抄ニ據リテ地

河内郡